

○尼崎市行政不服審査会条例

平成28年3月9日

条例第11号

改正 令和4年3月9日条例第3号

令和5年3月9日条例第8号

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項の規定により市長その他の執行機関の附属機関として置かれる尼崎市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の所掌事務について定めるほか、同条第4項の規定に基づき、審査会の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査会は、別に定めるものを除くほか、法その他法令の規定により法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する。

(令4条例3・一部改正、令5条例8・全改)

(組織)

第3条 審査会は、委員3人以内で組織する。

- 2 委員は、前条に規定する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 前項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審査会に臨時委員を置くことができる。
- 4 臨時委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 5 臨時委員は、第3項の特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

- 2 委員の辞任等により後任の委員を委嘱する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任の委員が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長)

第5条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 審査会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第7条 審査会は、委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 審査会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(意見の聴取等)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(秘密保持義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第11条 第9条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 最初に招集される審査会は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

付 則（令和4年3月9日条例第3号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、（後略）

付 則（令和 5 年 3 月 9 日条例第 8 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、付則第 16 項の規定は、公布の日から施行する。

（付則第 5 項の規定の施行に伴う経過措置）

- 11 付則第 5 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会及び尼崎市行政不服審査会の所掌事務並びに旧処分等についての審査請求に関する手数料については、なお従前の例による。

（委任）

- 16 付則第 2 項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、市長が、又は市長以外の旧実施機関が市長と協議して定める。